

## 矢部川学識者懇談会 設立趣旨（案）

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、矢部川水系においては、平成19年11月22日に「矢部川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これを踏まえ、基本方針に沿って今後概ね20～30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなりました。

河川整備計画(案)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、河川整備計画の原案について学識経験者等からご意見を聴く場として「矢部川学識者懇談会」を設置するものです。

また、併せて懇談会では公共事業の効率的及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため実施する「計画段階評価」及び「再評価」について審議いただきます。

## （参考 1） 河川整備計画

## 河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

## （参考 2） 計画段階評価

## 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、直轄事業等の事業評価において、計画段階における事業評価（計画段階評価）を導入する。

## 第3 評価の実施

評価の実施主体は、事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。

なお、河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等における当該事業の代替案の比較評価を含めた審議及び都道府県の意見聴取を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合には、計画段階評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

（以上、「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入に

ついての基本方針（案）」より抜粋）

## （参考 3） 再評価

## 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

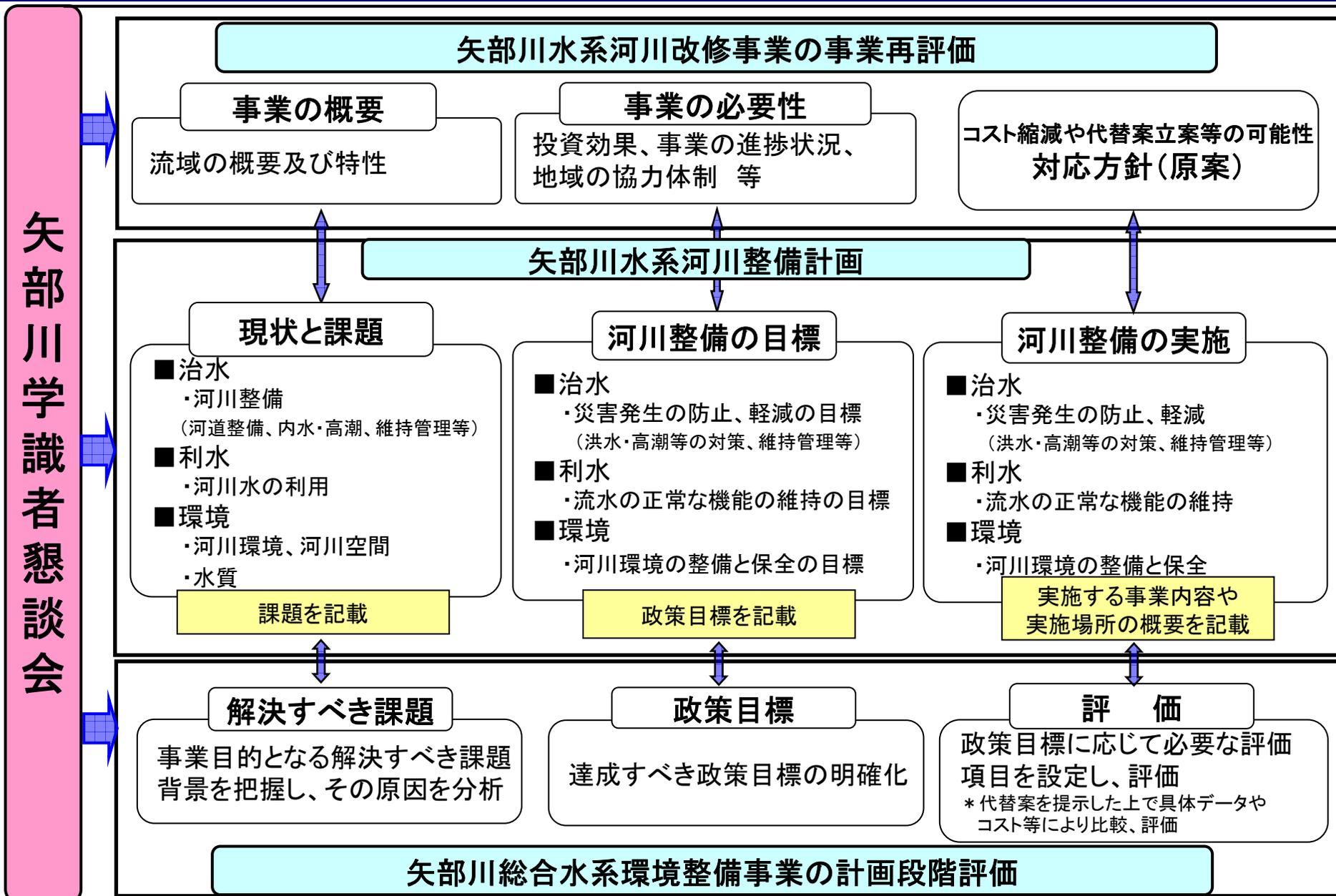
## 第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

## 1 再評価の実施手続

（4） 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

（以上、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋）

# 矢部川水系河川整備計画と事業再評価、計画段階評価について



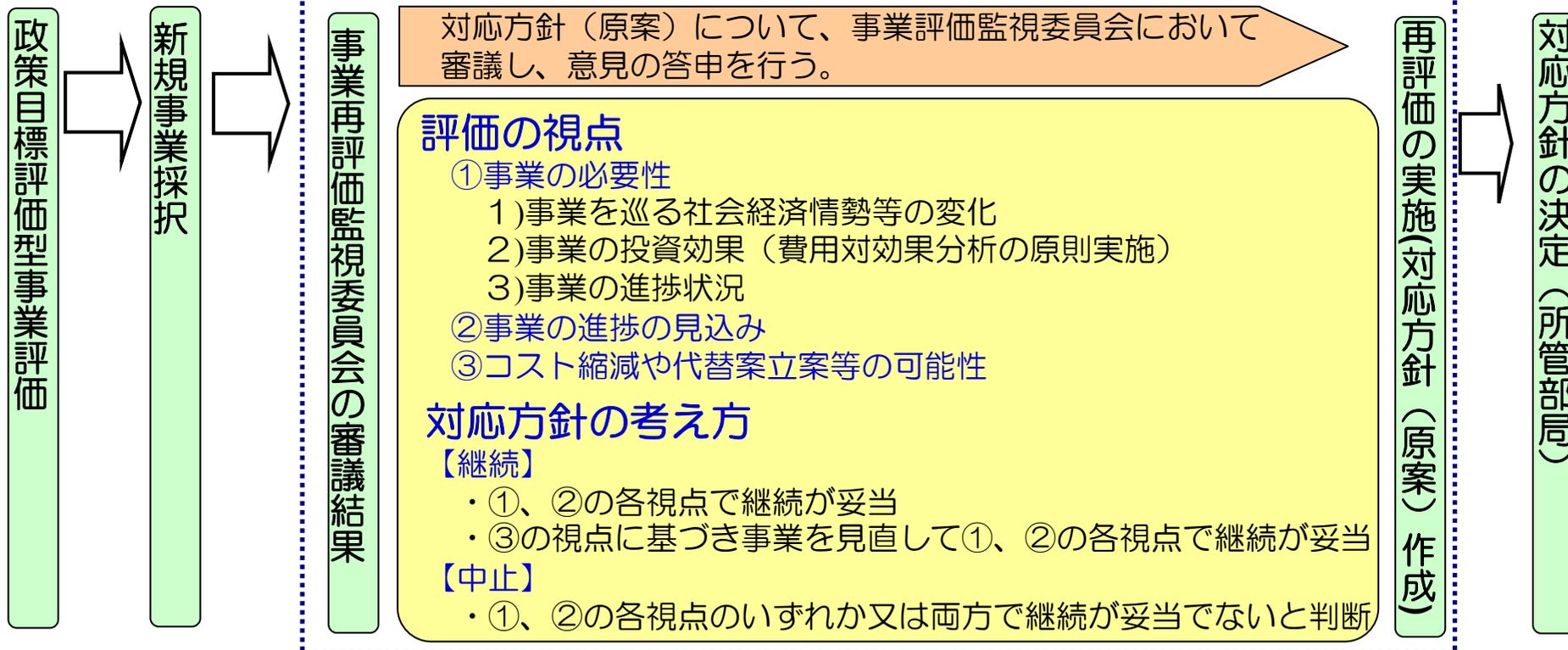
# 矢部川水系河川改修事業の事業再評価について

## 目的

- 事業採択後、一定期間を経過した後も未着工の事業等の評価を行い、事業の継続にあたり必要に応じその見直しを行う。
- 事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する。

## 対象事業及び実施主体

- 直轄事業：地方支部局等
  - 補助事業等：地方公共団体等
- ※地方支部局等で対応方針(案)を作成し、所管部局において対応方針を決定  
補助事業は、地方公共団体等で対応方針を決定



※国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 第4項1(4)に記載

『河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きを行われたものとして位置付けるものとする。』

# 矢部川水系総合水系環境整備事業の計画段階評価について(1/2)

○公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性等が検証可能となるよう評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入 【平成22年8月9日策定・公表】

## 1. 政策目標評価型事業評価の導入

政策目標評価型事業評価として、以下の取り組みを実施する。

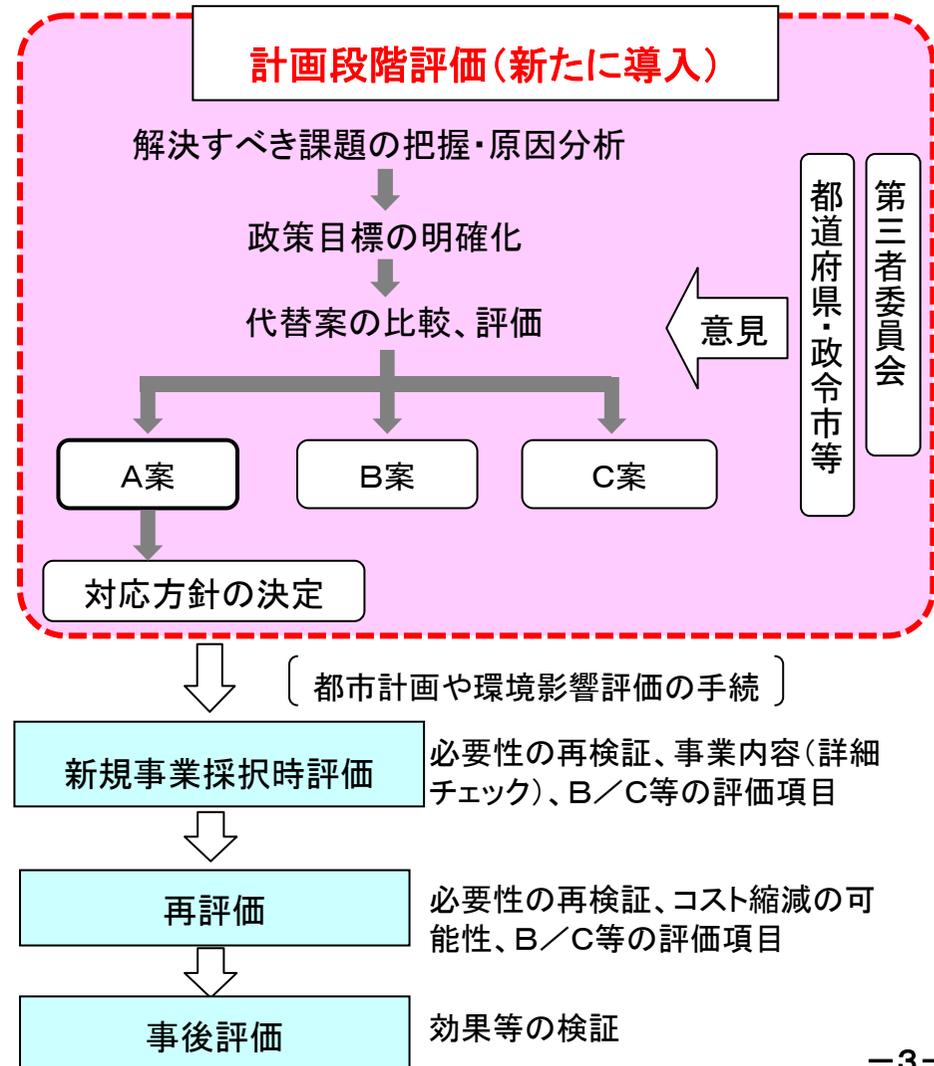
### ①事業の必要性や内容が検証可能となるよう 評価の手法を改善

- 事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
- 政策目標の明確化
- 政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価

### ②計画段階の事業評価を導入

- 代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を実施

## 【政策目標評価型事業評価の一般的な流れ】



# 矢部川水系総合水系環境整備事業の計画段階評価について(2/2)

## 2. 計画段階評価の基本的枠組み

### ○評価の対象

国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、右表に掲げる直轄事業等

### ○評価の時期

右表に掲げる時期を原則とする

### ○都道府県・政令市及び第三者意見聴取

事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く

### ※ 河川事業、ダム事業について

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事業の代替案の比較評価を含めた審議等を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合は、計画段階評価の手続きが行われたものと位置付ける

## 計画段階評価の対象事業、実施時期

所管部局	計画段階評価の対象とする事業	計画段階評価の実施時期
河川局	河川事業	新規事業採択時評価の前年度まで  ※総合水系環境整備事業は「河川事業」に含まれる。
	ダム事業	
	砂防事業	
	地すべり対策事業	
河川局 港湾局	海岸事業	
道路局	新設・改築事業	都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階 上記手続き対象外の場合は、新規事業採択時評価の前年度まで
港湾局	港湾整備事業	新規事業採択時評価の前年度まで
航空局	空港整備事業	
都市・地域整備局	都市公園事業	